#### 生徒心得

この生徒心得は本校の教育目標に従い、日常生活にとっての必要性を一人一人が自覚し、社会生活へ踏み出す準備として正しく理解し実践する。

# 身だしなみ

(頭髮)

頭髪は常に清潔にし、パーマ・アイロン等による加工、髪の染色は禁止する。

(服装)

服装については次のようにする。

- 1. 本校指定の制服を正しく着用する。
  - (1)「正 装」
    - ①A: ブレザー・スラックス・白いワイシャツ・ネクタイ
    - ②B:ブレザー・スカート又はスラックス・白いブラウス・リボン ※10/1 から次年度の3月末まではスラックスを着用すること。
    - ③ネクタイ・リボンは正しく着用し、スカート丈は膝にかかる程度とする。
  - (2)「略 装」
    - ①6/1 から9月末までの期間「正装」の白いワイシャツの代わりに、指定のポロシャツの着用を認める。
    - ②ブレザー・ネクタイ・リボンについては 6/1 から 9 月末まで着用せずに登校することを認めるが、10/1 から次年度 5 月末までは、登校時に着用すること。
- 2. 高校生としての立場をわきまえ、化粧、装飾品(ピアス・指輪等)は禁止する。

### 生活

(礼儀)

校外はもちろん、校内においても常に礼儀をわきまえ、来客、父母、職員に対して挨拶する。 (校内生活)

校内生活にあたっては次の事項を厳守すること。

- 1. 毎日の授業中は真剣に取り組む。
- 2. 教室内は清潔保持につとめ、学習しやすい環境づくりをする。
- 3. 学校に不要なものを持ち込まない。
- 4. 登校後に外出を必要とする場合は担任に外出許可を受けること。
- 5. 授業以外での教室等の使用に際しては管理責任者の先生の許可を受けること。
- 6. 休業日に校舎等を使用する場合は承認を得ること。
- 7. 通学のマナーを守ること。

(校外生活)

校外においては次の事項を厳守すること。

- 1. 保護者と離れて生活する場合は下宿すること。アパートでの生活は原則として認めない。
- 2. 外出に当たっては、家人に行先を告げ、身分証明書を携帯する。
- 3. 夜間(22 時以降)の外出は極力避けること。
- 4. 無断外泊はしないこと。
- 5. 高校生としてふさわしくない場所へは立ち入りしないこと。
- 6. 交通機関を利用するときは、交通道徳を守ること。
- 7. 警察官、補導員に指摘された場合は素直に従い速やかに担任に申し出ること。
- 8. アルバイトについてはアルバイト許可願を提出し次の条件を守ること。
  - ①仕事内容が風紀上好ましくない場所ではないこと (居酒屋・パチンコ店・雀荘など)
  - ②危険を伴う作業がないこと。
  - ③定期考査一週間前から終了まではしないこと。
  - ④21 時までには勤務を終え、速やかに帰宅すること。
  - ⑤法律に違反するような仕事(内容・時間)がないこと。
  - ⑥学業成績が著しく不振でないこと(年度内の前学期の成績会議において、評価1がないこと)。
  - ⑦各教科・科目の欠課時数が著しく多くないこと(年度内の前学期の成績会議において、各教科・ 科目の欠課時数が実時数の15%以内であること)。
  - ⑧1カ月以内に特別指導を受けていないこと。
  - ⑨頭髪・服装等、身だしなみに問題がないこと。
  - ⑩その他、学校生活に影響がないこと。

#### 各種願出 • 届出

(欠席、遅刻、欠課、早退)

欠席、遅刻、欠課、早退する場合は次のようにする。

- 1. 欠席する場合は原則として保護者が電話等で速やかに連絡する。
- 2. 遅刻した場合は職員室で遅刻届をもらい該当時間の教科担任に明示し、時間終了後に担任に渡す。
- 3. 早退、欠課する場合は担任に申し出て許可を得る。なお、遅刻、早退ともに出席時間30分未満の場合は欠課とする。

(忌引き)

忌引き欠席の取り扱い日数は次のとおりとする。

- 1. 父、母 7日以内
- 2. 祖父母、兄弟姉妹 3日以内
- 3. 伯、叔父母 1日
- 4. その他の同居親族 1日
- 5. 法要(2親等以内) 1日

## (定期考査)

定期考査について次のようにする。

- 1. 遅刻者は受験させるが、出席時間30分未満の場合は欠課とする。
- 2. 考査中の退室は原則として認めない。万が一、退室した場合は、考査終了まで教室には戻れない。
- 3. 考査において不正行為があった場合、及び無断欠席があった場合はその科目を零点とする。 (願出)

次に該当する場合、あらかじめホームルーム担任に願い出て、校長の許可を受けねばならない。

- 1. 休学願い、復学願い、退学願い。
- 2. 自動車学校(教習所)に入学する場合。
- 3. アルバイトをする場合。

(届出)

次に該当する場合、ホームルーム担任へ届出る。

- 1. 遅刻、早退する場合。
- 2. 外出する場合。
- 3. 下宿する場合。
- 4. 転居する場合。
- 5. 自転車通学する場合。
- 6. 校舎内公共物を破損した場合。